

令和6年度群馬県制度融資に係る県への提出書類一覧（金融機関→県）

	資金名	事務手続及び提出書類<提出先>				
		事業計画の承認申請	融資実行報告	完了届	変更報告	借換 ※注
承認 事業 資金 計画	中小企業パワーアップ資金	中小企業パワーアップ資金事業計画承認申請書 ※要件ごとに使用する様式が異なります <地域企業支援課>	群馬県制度融資実行報告書 <地域企業支援課>	群馬県制度融資事業計画完了届 <地域企業支援課>	群馬県制度融資変更報告書 <地域企業支援課>	②緊急経営 保証付の場合は ③Gタイプも可
	災害レジリエンス強化資金	災害レジリエンス強化資金事業計画承認申請書 <未来投資・デジタル産業課>		群馬県制度融資事業計画完了届 <未来投資・デジタル産業課>		

	資金名	事務手続及び提出書類<提出先>			
		事前連絡	融資実行報告	変更報告	借換 ※注
保証 任意 資金	現行資金	緊急経営改善資金	群馬県緊急経営改善資金融資実行報告書 <地域企業支援課>	群馬県制度融資変更報告書 <地域企業支援課>	②緊急経営 保証付の場合は ③Gタイプも可
		中小企業フロンティア資金	—		②緊急経営 保証付の場合は ③Gタイプも可
		中小企業設備支援資金	—		
		群馬デスティネーションキャンペーン等支援資金	—		
		企業立地促進資金	—		
保証 義務 づけ 資金	現行資金	小口資金（特別小口資金を含む）	各市町村の定めによる（県に提出する書類はありません）		①同一資金 ③Gタイプ
		小規模企業事業資金 （小口零細企業資金を含む）	県に提出する書類はありません		①同一資金 ③Gタイプ
		経営サポート資金 （新型コロナウイルス等経済対策資金を含む）			
		中小企業再生支援資金			
		創業者・再チャレンジ支援資金			
	事業承継支援資金	②緊急経営 ③Gタイプ			
	廃止資金	東日本大震災被害対策資金	県に提出する書類はありません		①同一資金 ③Gタイプ
新型コロナウイルス感染症対応資金		県に提出する書類はありません（※利子補給申請については、別途、県の案内により書類等の提出をしてください）		②緊急経営	
経営力強化アシスト資金		県に提出する書類はありません		③Gタイプ	

※注 借換の手続き

①同一資金による借換	借換を利用するためには要件を満たす必要があるため、融資実行前に『借換要件確認票』により確認を行い、保証付融資の場合は<信用保証協会>へ、保証任意資金の場合は<地域企業支援課>へ送付してください。経営改善要件で借換を利用する場合、それぞれの送付先に『事業計画書』を送付してください。
②緊急経営改善資金による借換	緊急経営改善資金では、既往債務残高の借換が可能です。借換に併せて新規融資を受けることはできません。
③新型コロナウイルス等経済対策資金Gタイプによる借換	経営サポート資金「③新型コロナウイルス等経済対策資金」Gタイプの売上減少要件等の要件を満たす場合、信用保証協会の保証を付している既往債務の借換が可能です。 ※令和6年能登半島地震による災害に係る要件については、同一災害（令和6年能登半島地震による災害）による災害関係保証を適用した既往借入金に限り借換ができません。